



# 気候訴訟：世界の司法の潮流と日本の課題(下)：気候訴訟ネットワーク(CLN)からの アミカス・ブリーフを受けて

浅岡, 美恵  
島村, 健

---

(Citation)

神戸法學雑誌, 73(3):1-31

(Issue Date)

2023-12-22

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100486162>



神戸法学雑誌第七十三巻第三号二〇二三年十二月

# 気候訴訟：世界の司法の潮流と日本の課題（下）

## —気候訴訟ネットワーク（CLN）からの アミカス・ブリーフを受けて—

浅 岡 美 恵（弁護士・京都弁護士会）  
島 村 健（本学法学研究科教授）

### 目次

- I 神戸石炭火力訴訟
- II 気候変動対策に関する国際交渉と気候訴訟
- III 国内対策を加速させてきた世界の気候訴訟
- IV 日本のエネルギー・気候変動政策の経緯と現段階の問題
- V 日本の気候変動・エネルギー政策の転換のために（以上、前号）
- VI CLN意見書—世界の気候訴訟における原告適格（以下、本号）

### VI CLN意見書—世界の気候訴訟における原告適格

#### 1. はじめに

気候訴訟ネットワーク（Climate Litigation Network, CLN）は、神戸の石炭火力発電所に関し市民らが日本政府に対して提起した訴訟に関して、日本の最高裁判所にアミカス・キュリエ・ブリーフを提出する。本意見書は、世界各地

の裁判所が気候訴訟における原告適格の問題にどのように対処してきたかを紹介するものである。CLNは、政府が気候変動に取り組む義務を果たし、気候変動の緩和のために適切な努力を行うように促すために法的措置をとろうとする組織、コミュニティ及び個人を支援している。CLNは、国際人権法及び国際気候変動法に関する専門知識、特に、気候変動の緩和のための国家の人権を守る義務について、専門的知識を有している。

CLNはUrgenda財団の国際プロジェクトである。同財団は2015年に、オランダ民法及び人権法上の義務を根拠としてオランダ政府を訴えた気候訴訟において、歴史的な勝利を収めた。<sup>(1)</sup> ハーグ地方裁判所は、気候変動がもたらす被害の深刻なリスクに鑑み、オランダの温室効果ガス（GHG）排出量を2020年までに大幅に削減するよう命じた。これは、政府に対して国のGHG排出量を削減するよう命じた世界で初めての判決であった。この判決は最終的に、2019年にオランダ最高裁判所によって支持された。<sup>(2)</sup>

## 2. 地球規模の気候訴訟における原告適格の確立

本意見書を作成するにあたり、CLNは、2022年4月26日の大阪高等裁判所の判決の翻訳文を注意深く精査した。同判決は、原告適格を否定する理由をいくつか挙げている。その理由をまとめると、以下のようになる。

- (a) 大阪高等裁判所は、気候変動の問題を「一般的公益的利益」に関する問題としてのみ捉えられるべき問題としている。
- (b) 第2に、同裁判所は、気候変動は、地球全体でのGHGの累積的な排出の結果であり、一事業者あるいは一つの事業計画による排出はごくわずかで、その排出と気候変動との因果関係は認められない、とした。

---

\* VI及び付属書の翻訳は、浅岡が担当した。

(1) Urgenda 財団対オランダ（2015年）、ハーグ地方裁判所。ECLI:NL:RBDHA:2015:7196.

(2) オランダ対 Urgenda 財団（2019年）、オランダ最高裁判所。ECLI:NL:HR:2019:2007.

(c) 第3に、同裁判所は、気候変動の影響から保護されるべき権利を導き出すことはできないとし、気候変動にかかる被害に関する個人の訴えについて司法審査の可能性を否定した。

(d) 最後に、大阪高等裁判所は、気候変動は政治によってのみ取り組むことができる一般的な公益に係る「政策課題」であって、裁判所は気候変動による被害の救済を求める事件を裁くことができないとした。

しかしながら、大阪高等裁判所は、危険な気候変動がもたらす実在する脅威を認め、「社会情勢の変化」が起これば、危険な気候変動による影響を受けないという個人の利益を司法が認める可能性を残している<sup>(3)</sup>。

本意見書は、日本の最高裁判所に、世界中の裁判所が、GHG 排出による悪影響に関連する訴訟において、原告らが訴訟を提起する個人的利益を有するか否かという問題についてどのように対処してきたかを示すものである。本意見書から、気候変動にかかる被害が広範囲に、かつ累積的にもたらされているものであるにもかかわらず、多くの裁判所が訴えを提起した市民らに原告適格を認めてきたことが浮かび上がるであろう。もちろん、原告適格の問題にかかる訴訟要件は各国内法に特有のものであるが、この比較法的研究は最高裁判所にとって有益なものであると考える。

以下の分析では、大阪高等裁判所が原告適格を否定した理由を取り上げ、他の裁判所が同様の問題をどのように扱っているかを示すために、比較に値する関連判例を紹介する。以下の下線部は、CLN が強調のために付したものである。

#### (1) 人々が気候変動の影響に広くさらされていること

大阪高等裁判所は、気候変動の結果、世界各地で異常気象や大規模自然災害が頻発し、「世界中の人々の生命、身体、健康等が危険にさらされている」こ

---

(3) 神戸の石炭火力発電所に関する市民ら対日本、大阪高等裁判所判決第4節 争点2 (3)。

とを認めている。しかしながら、現行法上、気候変動がもたらす影響を受ける個人についての原告適格は確立されていないと結論づけた。裁判所は、環境保護に関するいずれの国内法においても「CO<sub>2</sub>排出による地球温暖化を介して起こる自然災害により、個人の生命・身体に危険を及ぼすおそれを考慮して、これを避ける法的利益を個人に認めたものと一義的に解すべき規定は見当たらない」とした。つまり裁判所は、気候変動は一般的な公益としてのみ理解される問題であるとし、その結果、気候関連の損害に関する個人の訴えを審理する可能性を否定したものである。

CO<sub>2</sub> やその他の GHG 排出による悪影響を取り上げた気候訴訟においては、被告らはしばしば、この議論（「万人の被害は誰の被害でもない（injury to all, injury to none）」の抗弁として知られる）を引き合いに出す。しかし、世界中の多くの裁判所がこの主張を斥けてきた。気候変動が広く一般公益にかかる問題であるにもかかわらず、多くの裁判所は、原告には訴えを提起するのに十分な直接的、個人的かつ特別な利益を有すると結論づけてきた。

#### 関連判例

①ノイバウアー（Neubauer）事件（ドイツ、連邦憲法裁判所、2021年）<sup>(4)</sup>では、NGOと若者らからなる原告が、ドイツのGHG排出削減目標は危険な気候変動から彼らを守るには不十分であり、原告らの基本権を侵害していると主張した。ドイツ連邦憲法裁判所は、個々の原告が、ドイツ政府の不十分な気候変動緩和目標に異議を唱える個人的利益を有していると認めた。多くの人々が政府の規制によって同じように影響を受けうるということを認めたうえでである。裁判所は以下のとおり述べた。

「異議申立人らは個別的に自由を侵害されているといえる。申立人らは、2030年以降のCO<sub>2</sub>排出削減のために必要となる措置を自ら経験することになる。自由の制限がその時点でドイツに住んでいるすべての人に影響を及ぼすからといっ

---

(4) ノイバウアー他対ドイツ（2021年）、ドイツ連邦憲法裁判所 1 BvR 2656/18, 1 BvR 96/20, 1 BvR 78/20, 1 BvR 288/20, 1 BvR 96/20, 1 BvR 78/20.

て、申立人らが個別に影響を受けるということを否定することはできない<sup>(5)</sup>」。

②同様に、Klimaatzaak 事件（ベルギー、ブリュッセル第1審裁判所、2021年<sup>(6)</sup>）では、NGOと7万7000人の原告らが、ベルギーの気候変動緩和政策の取組は危険な気候変動を防止するには不十分であり、原告らの人権を侵害するものであると主張した。裁判所は、原告ら個人とNGOの両方について、訴えの提起に個人的かつ直接的な利益関係を必要とするベルギー法のもとで、原告適格の要件を満たしていると結論づけた。裁判所は以下のように述べた。

「原告らはこの訴訟において、現在及び将来の気候変動が日常生活に及ぼす悪影響について、ベルギーの公的機関にその責任の一部を負わせようとするものである。そうすることで、原告らはその提訴した責任追及の訴訟において、直接的かつ個人的な利益を有することになる。他のベルギー国民も、全部または一部の被害を受ける可能性があるからといって、原告らの個人的利益を一般の利益に分類すべきであるとはいえない<sup>(7)</sup>」。

③このようなアプローチは、25人の若者が原告となって、コロンビア政府がアマゾンでの森林伐採によって発生するGHG排出量を削減するために十分な対策を講じておらず、彼らの人権を侵害したと訴えた将来世代訴訟事件（コロンビア、最高裁判所、2018年<sup>(8)</sup>）でも採用された。最高裁は、個々の原告が——自己の権利の保護を目的として——政府の気候変動防止対策の失敗をターゲットとして訴訟を提起できると認めた。最高裁判所の見解は、以下のとおりである。「この場合、若者らは… 第三者のためではなく、自らの権利と利益を守るために提訴したものである。若者らは、健全な環境、生命、健康を享受する自らの権利の保護を求めているのであるから、前述のとおり、彼らがその大義のために行動することは正当である。特に、コロンビア・アマゾンの森林破壊による環境悪化の脅威がこれらの権利に悪影響を及ぼす場合は、このような行

---

(5) 同決定 [131]。

(6) VZW Klimaatzaak 対ベルギー王国他（2021年）、ブリュッセル第1審裁判所。

(7) 同判決50。

(8) 将来世代（Future Generations）対環境省他（2018年）、コロンビア最高裁判所。

動をとることができる」<sup>(9)</sup>。

④ジュリアナ事件（米国、第9巡回区連邦控訴裁判所、2020年）の予審決定<sup>(10)</sup>において、裁判所は、個々の原告が、米国連邦政府のGHG排出量削減の取組が不十分であるとする訴訟を提起することの可否を判断することを求められた。同裁判所は、気候変動の影響が広範囲に及ぶというこの問題の性質は、個人の原告適格を認めることを妨げるものではないと結論づけた。「政府は、気候変動はすべての人に影響を与えるものであるので、原告の主張する被害が特定化されていないと主張する。しかし、原告の被害が「具体的かつ個人的」であれば、「他に何人が被害を受けたかは問題ではない」」。マサチューセッツ州対米国環境保護庁（2007年）、549 U.S. 497, 517 (Lujan, 504 U.S. at 581 (Kennedy, J., concurring) を引用)；Novak対米国政府, 795 F.3d 1012, 1018（第9巡回区連邦控訴裁判所、2015年）も参照（「ある被害が広範に広がっているということをもって、それが一般的な苦情とされるわけではない」）（原文を改変）（引用Jewel, 673 F.3d at 909）<sup>(11)</sup>。

⑤最後に、マサチューセッツ州対米国環境保護庁（米国、連邦最高裁判所、2007年）<sup>(12)</sup>は、NGOと米国の州政府が、気候変動によって引き起こされる危険な結果を回避するために、米国連邦政府にCO<sub>2</sub>や他のGHG排出を規制するように求めて提訴した事件である。最高裁判所は、米国政府が排出規制をしない場合、原告は危害に直面する可能性があるため、原告らにはこの裁判を提起するための原告適格があると認めた。「他に多くの人々が被害を受けるという理由だけで、実際に被害を受ける人々の原告適格を否定することは、最も危険で広範囲に影響が及ぶ政府の行動を、誰も問題視し得なくなることを意味する」<sup>(13)</sup>。

このように、最高裁判所は、気候変動の文脈で「万人の被害は誰の被害でも

(9) 同判決 [3] 11頁。

(10) ジュリアナ対米国政府（2020年）、第9巡回区連邦控訴裁判所。

(11) 同判決19。

(12) マサチューセッツ州対米国環境保護庁（2007年）、連邦最高裁判所、549 US 497.

(13) 同判決 23-25（注24, 412 U. S. 669を引用）。

ない」(injury to all, injury to none)という抗弁を認めると、公的機関の決定の適法性を審査することができなくなると結論づけた。

## (2) 世界全体のCO<sub>2</sub>排出の累積としての気候変動

大阪高等裁判所は、原告適格を否定する第2の理由として、「CO<sub>2</sub>に関しても、地球温暖化による被害の発生というのは、地球全体のCO<sub>2</sub>排出量が地球規模で増加することによるものであり、一事業者のCO<sub>2</sub>排出量が寄与するのは、たとえそれが事業種別でみて排出規模が大きいものと想定される場合でも、地球規模で比較すれば、ほんのわずかと考えられ、間接的被害を受ける個人との因果関係は希薄である」とした。つまり、同裁判所は、——気候変動は地球規模でのGHG排出の累積的結果であるから——個別企業や個々のプロジェクトで発生した排出量は取るに足らないものであり、因果関係（そして、原告適格）は認められないとするものである。

CO<sub>2</sub>及び他のGHGの排出による悪影響を対象とした気候訴訟において、被告は、原告適格を否定するために、しばしば「大海の一滴論」として知られているこのような抗弁を持ち出す。すなわち、どの国も、どの企業も、——気候変動の被害のすべてに実際に責任があるわけではなく、単独で問題を解決することもできないため——どの国も、気候変動という世界的な現象に責任を負うことにはなりえない、というものである。

現在までのところ、大多数の裁判所は、この議論を、訴訟提起のための個人の利益の確立を妨げるものとしては受け入れていない。以下に示すように、多くの判例は、(原告適格との関係で、あるいは他の論点との関係で)世界中のいかなる場所で、どのような方法でもたらされた排出であったとしても、あらゆるCO<sub>2</sub>その他のGHGの排出が気候変動にかかる被害やその拡大に寄与するものであることを認めている。そして、GHG排出削減の必要性を、それ自体では気候変動を止めることができないということを理由として否定することはできないと判断しているのである。



### 関連判例

①この点に関して特に注目すべき判例は、**グロスター対計画大臣事件（オーストラリア、ニューサウスウェールズ州土地・環境裁判所、2019年）**<sup>(14)</sup>である。この事案は、計画大臣が約2100万トンの石炭を生産できる露天掘炭鉱の建設申請を長年にわたって却下してきたとして、民間企業が計画担当大臣を訴えたものである。裁判所は、炭鉱の開発は気候変動の緩和の切実な必要性和整合しないとして、請求を棄却した。同裁判所は、GHGの個々の排出源はすべて、気候変動とその影響を悪化させることに、同じように寄与しているため、すべての個々の排出源が削減に取り組まなければならないとした。裁判所は以下のとおり結論づけた。

「このプロジェクトの温室効果ガス排出量の総計が、世界のGHG排出量の総計のごく一部であることは問題ではない。気候変動というグローバルな問題には、多くの地域における、排出源による排出の抑制と吸収源によるGHGの除去という取組によって対処する必要がある。ステファン（Steffen）教授が指摘したように、「世界のGHGの排出量は何百万、何億という個々の排出源から成り立っている。全ての（個々の）排出源での削減が重要なのは、個々の排出源からの排出が累積して世界のGHG排出量の総計となり、それによって急速に、地球の気候システムを不安定にしているからである。多くの排出者がこの問題を引き起こしているのであるから、問題を解決するためにも、多くの排出削減の行動が必要となる」（ステファン報告、(57)）。…多くの裁判所は、気候変動は無数の個別排出源からの累積的な排出によってもたらされ、それぞれの排出量は世界全体のGHGの排出量に比すれば小さいが、こうした無数の排出源からのGHGの排出量を削減することによって解決される問題である、ということ<sup>(15)</sup>を認識してきた」。

②他の裁判所も同じように、CO<sub>2</sub>やその他のGHGのあらゆる排出源が気候

(14) Gloucester Resources 社対計画大臣（Rockey Hill）（2019年）、ニューサウスウェールズ州土地・環境裁判所、NSWLEC7。

(15) 同判決 [514]-[516]。

関連の被害やその拡大に寄与していることを指摘している。オランダ地球の友 (Milierudedefensie) 対シェル事件 (オランダ、ハーグ地方裁判所、2021年)<sup>(16)</sup>では、市民らとNGOグループが原告となり、多国籍企業であるシェルがGHG (企業活動や製品から排出されるものを含む) の排出削減を怠っているとして訴訟を提起した。ハーグ地方裁判所は、GHGを排出して気候変動を悪化させるということについて事業者の法的責任を認めた。判決の注目すべき点は以下のとおりである。

「本訴訟で取り上げられた環境への被害やオランダ及びワッデン地方における差し迫った環境への被害の重要な特徴は、世界中のいかなる場所で、また、いかなる方法で排出されたCO<sub>2</sub>やその他のGHGであっても、そのすべての排出がこの被害とその拡大に寄与していることである。…その根底にある考え方は、CO<sub>2</sub>排出削減に向けたあらゆる行動が重要であるということである」<sup>(17)</sup>。

③ GHG 汚染価格法に関するサスカチュワン州他對カナダ事件 (カナダ、最高裁判所、2021年) において、カナダ最高裁判所は、連邦政府がGHGの排出を規制する権限をもつかどうかの判断を求められた。同裁判所は、世界中のどこからであれ、また、いかなるGHGの排出も、気候変動の影響に等しく寄与していることを認めた。

「さらに、気候変動が「本質的に地球全体の課題」であることをもって、個々の州のGHG排出は「算定可能な被害」をもたらさないとか、「他州に顕在化した影響を与えているとは言えない」という見解はとらない。…各州の排出量は明らかに算定可能であり、気候変動に寄与している。この議論の基本にある論理はあらゆる場所の個々の排出源に同じようにあてはまるものであり、上記の見解は誤りである」<sup>(18)</sup>。

---

(16) Milierudedefensie 対ロイヤル・ダッチ・シェル (2021年)、ハーグ地方裁判所、ECLR:NL:RBDHA:2-21:5339.

(17) 同判決 [4.3.5]。

(18) GHG 汚染価格法に関するサスカチュワン州他對カナダ (2021年)、カナダ最高裁判所、2021SCC 11 [188]。

④同様の結論は、**Urgenda事件（オランダ、最高裁判所、2019年）**<sup>(19)</sup>にも見出される。原告であるNGOは、人権法に基づき、オランダ政府のGHG削減目標は、気候変動による被害を予防するには不十分であると主張し、国の積極的義務（保護義務）を承認させることに成功した。最高裁判決は、もし国の排出するGHGが非常に少ないとか、国による排出削減は世界規模ではとるに足りない指摘することで責任を逃れることができるとしたら、各国が自身の責任を簡単に回避することができるだろうと述べている。

「他国が自らの部分的な責任を果たしていないことを理由に、オランダが責任を取らなくてもよいとする被告の主張は認められない。また、世界のGHG排出量に対する自国の割合が非常に小さく、自国内で削減しても世界規模ではほとんど変わらないとする被告の主張も、抗弁として認められない。実際、このような弁解が認められると、どの国も他国の排出量を指摘したり、自国の排出量が小さいと指摘することで、当該国の部分責任から容易に逃れることができることになる。他方で、このような抗弁が排除されれば、どの国も、効果的にその排出量に対応する責任が問われ、すべての国が実際に応分の貢献をする可能性が最も高くなる<sup>(20)</sup>」。

さらに、同裁判所は、気候変動を緩和するためには、いかなる排出削減も無視できないと判示した。

「また、この文脈で重要なことは、…あらゆる排出削減は、カーボン・バジェットにより多くの余裕をもたらすので、GHGの排出を削減する各々の行為が、危険な気候変動との闘いにプラスの効果をもたらすということである。他国が排出を続ければ、一部の国々にGHG排出削減の義務を設定しても役に立たないという弁明は、この理由からも受け入れがたい：全ての削減行為が意味をもつ<sup>(21)</sup>」。

---

(19) Urgenda事件最高裁判決（前掲注2）。

(20) 同判決 [5.7.1]-[5.7.7]。

(21) 同判決 [5.7.7]-[5.7.8]。

⑤ノイバウアー事件（ドイツ、連邦憲法裁判所、2021年）<sup>(22)</sup>では、裁判所は、Urgenda事件で確立されたこのアプローチをさらに発展させた。同裁判所は、世界的なGHG排出の累積的影響を理由に、自国の排出削減義務を免がれることはないということを明らかにした。

「気候変動の地球規模での影響とその原因の地球規模による性質から、ドイツが単独で気候変動を阻止することができず、国際的な協力に依存していることをもって、基本権から生じる保護義務の可能性が排除されることは原則としてない。…どの国からの排出も同じように気候変動に寄与している。…地球規模の気候問題の解決には、世界中で気候変動対策が実施されることが必要である。…いずれにせよ、国家が気候変動対策をとる義務が、その対策では気候変動を阻止することができないと主張することで消えることはない。確かに、ドイツが単独で気候変動を阻止することはできないというのは事実である。しかし、国が、他国のGHG排出量を指摘することによって、自国の責任を回避することはできない」<sup>(23)</sup>。

⑥同様の結論は、マサチューセッツ州対米国環境保護庁（EPA）事件（米国、連邦最高裁判所、2007年）<sup>(24)</sup>でも示されている。同裁判所は、気候変動を緩和するためには、GHGの排出削減に向けたあらゆる国内の取組が必要であると指摘した。

「また、途上国がGHGを大幅に増加させつつあることは決定的なことではない：国内での排出量の削減は、他の場所で何が起ころうとも、世界全体の排出量増加のペースを遅らせることになる」<sup>(25)</sup>。

⑦他の法域の裁判所も同様に、「大海の一滴」論を排斥し、原告適格の議論に、気候変動の累積的な特質を持ち込むのは筋違いとしている。Klimaatzaak

---

(22) ノイバウアー事件連邦憲法裁判所決定（前掲注4）。

(23) 同判決 [149]、[199]–[202]。

(24) マサチューセッツ州対米国環境保護庁事件最高裁判決（前掲注12）。

(25) 同判決4頁。

事件（ベルギー、ブリュッセル第1審裁判所、2021年）<sup>(26)</sup>では、裁判所は、特に次のように結論づけている。

「危険な地球温暖化の問題がグローバルな次元のものであるからといって、ベルギーの公的機関が欧州人権条約（ECHR）2条、8条に基づいて負っている義務が免除されることはない」<sup>(27)</sup>。

⑧日本以外の裁判所は、**Notre Affaire à Tous** 事件（フランス、パリ行政裁判所、2021年）<sup>(28)</sup>が示すように、単一の主体が排出するGHGによる長期的な悪影響を認めている。この気候訴訟では、4つのNGOが、GHGの排出を適切に削減するフランス政府の取組の構造的な遅延に異議を唱えたものである。パリ行政裁判所は、フランス国内で排出されたGHGは——世界全体のほんの一部であるが——気候への影響を悪化させる一因になっており、気候変動による生態系の被害に対する政府の部分的寄与の責任が導かれる、と判断した。

「国の行為は、追加的なGHG排出を結果としてもたらしており、それは、これまでの排出量に積み重なり、大気中でこれらのガスの寿命である約100年にわたって影響を及ぼし、その結果、主張されている生態学的な被害を悪化させる」<sup>(29)</sup>。

### (3) 危険な気候変動から保護される権利の存在

大阪高等裁判所は、原告適格を否定した第3の理由として、「CO<sub>2</sub>排出による被害を受けない利益を法的保護に値する個人の利益と解すべき社会基盤が確立しているとまではいい難い」という点を強調した。このように、大阪高等裁判所は、気候変動の影響から保護される権利の存在を推論することは困難であるとしている。

---

(26) Klimaatzaak 事件ブリュッセル第1審裁判所判決（前掲注6）。

(27) 同判決61頁。

(28) Notre Affaire à Tous 事件（2021年）、パリ行政裁判所、N° 1904967, 1904968, 1904972 1904976/4-1.

(29) 同判決 [31]–[34]。

人為的な気候変動の現在のレベルについての科学的コンセンサスは、「自然の気候変動を超えて、自然や人々に広範な悪影響と関連する損失や被害を引き起こしている」というものである。<sup>(30)</sup>最新のIPCC報告書（第6次評価報告書）は、気候変動が人間と自然界に与えている——そして今後ますますもたらす——広範かつ深刻な影響を明らかにしている。

「蓄積された科学的証拠は、疑う余地がない：気候変動は、人間の福祉及び惑星の健康にとって脅威である。適応や緩和に関する地球規模の予見的な協調的対策が更に遅れることにより、全ての人々にとって住みやすく、持続可能な将来を確保するための、短く急速に失いつつある好機を逃すことになる。（確信度が非常に高い）<sup>(31)</sup>」。

#### 関連判例等

過去10年間で、国、地域、国際レベルの様々な準司法的機関やその他の機関が、気候変動が広範な人権（生命に対する権利、健康を含む個人的または家庭生活に対する権利、健全な環境に対する権利、子どもの権利などを含む）の享受にすでに影響を及ぼしていること、あるいは将来影響を及ぼすであろうことを一貫して認めてきた。このように、国家には、気候変動の悪影響に対処する人権上の義務があることは、広く認識されている。たとえば、

①国連自由権規約人権委員会は、「環境の劣化、気候変動、持続不可能な開発は、現在及び将来世代の人権に対する最も緊急かつ深刻な脅威である」として<sup>(32)</sup>いる。

②47の理事国から構成されている国連人権理事会は、2021年に「気候変動は基本的自由と人権の享受に対する主要な脅威である」とする健全な環境に対する権利に関する決議を行い、「加盟国の人権上の義務に関わるものであること

---

(30) IPCC 第2作業部会『気候変動2022：影響、適応そして脆弱性——政策決定者向け要約』（2022年）SPM.B.1.

(31) 前掲報告書・SPM.D.5.3.（環境省による確定訳）

(32) 国連人権委員会（HRC）「自由権規約6条（生命に対する権利）についての一般的意思見」No.36、2019年3月、CCPR/C/GC/35、62段落。

から、全ての人々のために気候変動の悪影響への取組を継続することの緊急の重要性」を強調した。<sup>(33)</sup>

③2019年の共同声明において、**5つの国連人権条約機関**は「気候変動は人権の享受に対し重大な危険をもたらす」ことを認めた。「この人権には生命に対する権利、適切な食料に対する権利、適切な住居に対する権利、健康に対する権利、水に対する権利、文化に対する権利が含まれる」<sup>(34)</sup>。これら国連人権条約機関は、国には「気候変動によって引き起こされると予測される人権への危害を予防し、こうした危害に寄与する活動を規制する」義務があると認めた。<sup>(35)</sup>気候変動が引き起こす深刻な危害にかんがみると、国は、人権上の義務を遵守するために、排出削減のための政策を採用し、実施しなければならない。それは、パリ協定で述べられているように、「最大限の高い野心を反映させたものでなければならない」<sup>(36)</sup>。

④**国連社会権規約委員会**（上記の共同声明に参加している）は、「気候変動は経済的、社会的、文化的権利の享受に対する大規模な脅威となる」、そして、「気候変動は、特に健康、食料、水と衛生に関する権利に既に影響を及ぼしており、将来、それはより加速するであろう」と述べている。<sup>(37)</sup>委員会の決定によると、国は、「利用可能な最良の科学的証拠に基づき行動しなければならない」。そして気候変動の緩和のために「最大限利用可能なリソース」を活用しなければならない。<sup>(38)</sup>委員会は「気候変動によって引き起こされる予見可能な人権への危害を予防しない、あるいはそのために利用可能なリソースを最大限動員しな

(33) ノイバウアー事件連邦憲法裁判所決定（前掲注4）144段落参照。

(34) 5つの人権条約機関による人権と気候変動に関する共同声明（2019年9月16日）を参照。これは女性差別撤廃委員会、社会権規約委員会、移住労働者権利委員会、子どもの権利委員会、障害者の権利に関する委員会から構成される。

(35) 同上。

(36) 同上。

(37) 「気候変動と経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約：社会権規約委員会」（2018年）UN Doc E/C.12/2018/1.

(38) 同上。



いならば、社会権規約（A 規約）の下での権利保護義務違反となりうると結論づけた。<sup>(39)</sup>

⑤国連子どもの権利委員会（同委員会も上記共同声明に参加している）は、気候変動の文脈では、締約国の人権保護義務は域外にも及ぶ性質のものであると認めた。最近の決定において、委員会は、「気候変動が締約国の域内及び域外の個人の権利の享受に悪影響を与えること」<sup>(40)</sup>を認めた。締約国が、自国内でのGHG排出に対する「効果的な制御」を実施することを前提に、<sup>(41)</sup>委員会は、締約国が、その排出によって海外の人々（子どもたちが「どこにいても」）にもたらされる危害について、それぞれ責任を負いうるとした。<sup>(42)</sup>

多くの国の裁判所が、気候変動が広範な人権の享受に悪影響を及ぼすこと、そして国は、気候変動がもたらす危害から人権を保護する義務を負っていることを認めてきた。これには、オランダ、ドイツ、ベルギー、フランス、コロンビアにおける上記の判例や、パキスタン、ネパール、カナダなどの国々における判例が含まれる。<sup>(43)</sup>たとえば、

---

(39) 同上。

(40) Sacchi 他対アルゼンチン他（2021年）UN Doc CRC/C/88/D/104-108/2019 Communication No 104/2019（アルゼンチン）、Communication No 105/2019（ブラジル）、Communication No 106/2019（フランス）、Communication No 107/2019（ドイツ）、Communication No 108/2019（トルコ）（子どもの権利委員会）[10.9]。

(41) 同上。

(42) 同上10.10。

(43) たとえば、危険な過失による不法行為：Urgenda 事件ハーグ地方裁判所判決（前掲注1）[4.53]。人権（欧州人権条約2条、8条）：Urgenda 事件最高裁判所判決（前掲注2）[5.5.2]-[5.3.2]、[5.6.2]；Klimaatzaak 事件判決（前掲注6）61。フランス民法の下での生態系への損害にかかる不法行為（préjudice écologique）：Notre Affaire à Tous 事件判決（前掲注29）[34]。憲法上の権利：ノイバウアー事件決定（前掲注4）[99]、[144-148]；Shrestha 対首相府他（2018年）、最高裁判所判決、Decision No.10210 NKP Part 61, Vol.3 [3]；Future Generations 対環境省他事件判決（前掲注8）10-11；Ashgar Leghari 対パキスタン連邦（2015年）、ラホール高等裁判所、Case No WP No 25501/2015、[6-8]。



⑥ **Urgenda** 事件では、オランダ最高裁判所が、気候変動がオランダ国民の生活と福祉を「直接的に脅かす」ものであり、基本的権利を保護するための予防措置をとるという国家の積極的義務を発動させるものと判断した。<sup>(44)</sup>

⑦ **Klimaatzaak** 事件において、ベルギーのブリュッセル第1審裁判所は、同様に、「ベルギーの現在の住民と将来の世代の日常生活に、直接、悪影響を及ぼす危険な気候変動の脅威が存在することは、もはや疑う余地がない」<sup>(45)</sup>とした。裁判所は、危険な気候変動が人権にもたらす脅威に対処するため必要とされるあらゆる措置を取らない場合には、国の法的義務違反を構成すると結論づけた。<sup>(46)</sup>

⑧ **ノイバウアー**事件において、ドイツ連邦憲法裁判所は、ドイツ基本法に謳われている基本権を保護する義務を遵守するために、国は「人為起源の地球温暖化を止め、それによってもたらされる気候変動を抑えることに寄与する措置をとることによって気候変動のリスクから保護すること」が求められていると<sup>(47)</sup>認めた。

⑨ **コロンビアの将来世代（Future Generations）**事件において、コロンビア最高裁判所は、気候変動は「生命とそれに関連するすべての権利をじわじわと奪う」ものであり、「環境悪化の拡大は、現在と将来の生命とその他の基本的権利に対する深刻な攻撃である」とした。<sup>(48)</sup>最高裁判所は、最終的に、森林破壊によって引き起こされる GHG の排出に国が対処できておらず、国は憲法によって保護されるべき原告らの人権を侵害しているとした。

⑩ **パキスタンのラホール高等裁判所は Leghari** 事件において、同様に、国内の気候変動の影響に対処していないことは憲法上の権利を侵害するものである

行政法：Friends of the Irish Environment CLG 対アイルランド政府（アイルランド気候訴訟。2020 年）、最高裁判所、Appeal No. 2015/19 [3.6]；Commune de Grande-Synthe 対フランス（2021 年）、国務院。

(44) Urgenda 事件最高裁判決（前掲注2））、[5.2.2]-[5.3.2]、[5.6.2] を参照。

(45) Klimaatzaak 事件（前掲注6））61。

(46) 同判決79。

(47) ノイバウアー事件決定（前掲注4））[144]。

(48) Future Generations 対環境省他事件判決（前掲注8））。

と判断し、国に対し、気候変動に適応するための追加的な措置を取るよう命じ<sup>(49)</sup>た。

CLNは、この問題に関する**付属書**を、本意見書に添付して提出する。付属書では、司法機関や準司法機関、その他の機関が、気候変動が人権に害を及ぼす予見可能で深刻なリスクをもたらすことを認識し、その結果、気候変動を緩和するための合理的かつ適切な措置をとるよう国家に求めていることを詳細に説明する。

#### (4) 気候変動への取組みにおける政治権力の特権

最後に、原告適格を否定する第4の理由として、大阪高等裁判所は、環境保護のための国内法令に、各個人が「CO<sub>2</sub>排出に係る被害を受けない権利」を付与するものがあると解することはできず、それらの法令は、むしろ、「地球温暖化に係る環境の保全に関する施策等を通じて、地球環境の保全を実現することを企図したもの」であるとした。要するに、気候変動は一般公益的問題であり、政策を通じてのみ対処されるべき問題であって、気候変動による被害を訴える事件を司法は裁くことができないということを示唆している。

CO<sub>2</sub>その他の GHG の排出による悪影響の防止を取り上げた気候訴訟において、被告はしばしば、同じ論法（「三権分立原則」論として知られる）で、原告適格を否定しようとしている。しかし、世界の多くの裁判所が、このアプローチを否定している。とりわけ裁判所は、気候変動対策の分野では、この問題の複雑さも、政治的意思決定がなされるべき対象であるという事実も、国の行為が司法による監視から免れることを容認するものではないと判断してきた。気候変動のグローバルかつ多面的な特性から、政府の政治部門に裁量の余地を残してはいるものの、公的機関の決定や行為が司法審査の対象外とされてはいない。以下に挙げる多くの判例は、気候変動の緩和策の文脈において、裁判所は、公的機関の決定、作為や不作為が違法かどうかを正当に評価できると判示して

---

(49) Ashgar Leghari 対パキスタン連邦事件判決（前掲注43）。

いる。

### 関連判例

①政府の気候変動対策が司法審査の対象であることを認めた最初の判例の一つが、**Urgenda 事件（オランダ、最高裁判所、2019 年）**である<sup>(50)</sup>。オランダ最高裁判所は、「GHG 排出削減にかかる政策決定は政府及び国会の権限であり」、政府と国会は広範な裁量権を有すると認めた<sup>(51)</sup>が、同時に、政府の決定が政府を拘束する法律の許す範囲内でなされたか否かを判断するのは、裁判所の役割であると判示した。

「オランダの統治制度においては、GHG の排出削減にかかる政策決定は、政府と議会に属するものである。これらの機関は、その決定に必要とされる政治的考慮に際して広範な裁量権を有する。政府及び議会が、その決定を、それらを拘束する法律の範囲内で行ったか否かを判断するのは、裁判所の役割である。こうした制約は、とりわけ欧州人権条約（ECHR）に由来する。オランダ憲法は、オランダの裁判所にこの条約を適用することを求めており、裁判所は、これらの規定を欧州司法裁判所の判例の解釈にしたがって適用しなければならない。政府に対する請求であっても法的保護を与えるという裁判所のこの任務は、法の支配の下にある民主主義国家にとって不可欠な要素である<sup>(52)</sup>」。

②**ノイバウアー事件（ドイツ、連邦憲法裁判所、2021 年）**<sup>(53)</sup>では、連邦憲法裁判所は、同様に、国が採用した GHG 排出削減措置が、気候関連の被害から原告を保護するのに「明らかに不適切、または全く不十分<sup>(54)</sup>」であるかどうかを評価することができるということを強調している。

「基本法 20a 条を、定量化が可能な地球温暖化対策や、それに対応する排出量と削減目標に置き換えることは、原則として、裁判所にはできない。しかし、

---

(50) Urgenda 事件最高裁判決（前掲注 2）。

(51) 同判決 [8.3.2] [6.2]。

(52) 同判決（要約 5）。

(53) ノイバウアー事件決定（前掲注 4）。

(54) 同決定 [152]。

同時に、基本法 20a 条は、気候変動対策を講じる義務としての実質を失なわせるものであってはならない。この点についても、基本法 20a 条の境界が尊重されているかどうかは、連邦憲法裁判所の審査に委ねられる。…基本法 20a 条が、その規律内容がどのように解釈され、また適用されるのかについて、司法審査の範囲を超えることになる基本法の唯一の例外である、ということを示すものは、何も<sup>(55)</sup>ない」。

③他の法域の裁判所も、三権分立論による政府の主張を斥け、気候関連の損害に関する事件について本案審理を行っている。たとえば、**Notre Affaire a Tous** 事件（フランス、パリ行政裁判所、2021 年）<sup>(56)</sup>においては、裁判所は、GHG 排出削減目標にかかる裁判所命令を出す際には、政府に広い裁量を認めなければならぬとしている。しかし、このことは、司法が政府に対し、気候変動の影響の悪化の回避を目的として、より強力な気候変動緩和策をとるよう命じることを妨げるものではない。

「この事案の状況においては、首相及び主務大臣に対し、第 1 次炭素予算（カーボン・バジェット）の未償還分を限度として損害を補償するために必要なすべての部門別措置をとることを命じることが適当である…。また、既に述べたように、当該被害の拡大を防ぐために十分短い期間内にそのような措置をとることを命じることが適切である。本件の場合、被害を回復するための具体的処置として多様な形態がありえ、結果として、それらは政府の裁量の範囲内<sup>(57)</sup>にある選択肢ということになる」。

④さらに、日本以外の国の裁判所は、司法は、気候変動の被害を悪化させる可能性のある不十分な緩和努力に対してサンクションを課すという正当な役割を担う、ということを明確に述べている。**Thomson**（トムソン）事件（ニュー

---

(55) 同判決 [206]。

(56) Notre Affaire a Tous 事件（前掲注 28）。

(57) Notre Affaire a Tous 対フランス、パリ行政裁判所（2回目の判決）（2021 年）No 1904967, 1904968, 1904972, 1904976/4-1 [13]。

ジーランド、高等裁判所、2017年)<sup>(58)</sup>では、原告がニュージーランド政府に対し、GHG排出削減目標が不十分であるとする訴訟を提起した。同裁判所は、気候変動対策については幅広い政治的裁量があることを認めたが、同時に、このことは、公的機関の意思決定プロセスを司法の監視から免除するものではないと結論づけた。

「国が国際的な義務を負うに至ったとか、問題が地球規模のものであり、一国の努力だけでは国民や環境への危害を防止することができないとか、政府の対応には社会的、経済的、政治的ファクターの比較衡量を伴うとか、科学的な複雑性があるという事情があったとしても、当裁判所は「気候変動の」問題は司法が全く踏み込めない領域であるとは考えていない。裁判所は、地球とそこに住む人々にとってこの問題が重要であること、そして当裁判所の管轄が及ぶほとんどの人々は、気候変動への不適切な対応によって影響を受けるすべての人々の中に必ず含まれるということを認識している。様々な国内裁判所が、この問題にかかる政府の意思決定において適切な役割を果たすとしながらも、その役割をどこまで拡大できるかについては、憲法上の限界があることを強調している。IPCCの報告書は、政策決定のための事実的根拠を提供している。適切な措置が確実にとられるような法的救済が認められなければならないが、その措置の内容に関する政策の選択は、適切な国家機関に委ねられることになる<sup>(59)</sup>」。

⑤アイルランド気候訴訟（アイルランド最高裁判所、2020年）<sup>(60)</sup>の最高裁判決は、このアプローチを補強するものである。この事件は、NGOがアイルランド政府のGHG排出削減計画に異議を申し立て、国が採用した不十分な緩和措置は気候変動の影響を悪化させる一因となると主張した。裁判所は、司法が政治的考慮に関与することはできないとしながらも、気候変動対策のような政治的に複雑な問題であっても、影響を受ける原告を保護することを目的とした救済を認めるという裁判所の義務の行使を免除するものではない、と結論づけたの

---

(58) トムソン対気候変動問題大臣（2017年）、高等裁判所、NZHC 733。

(59) 同判決 [133]。

(60) アイルランド気候訴訟最高裁判決（前掲注43）。

である。

「しかしながら、個人的権利を主張する個人が、それらの権利が特定の方法で侵害されたことを立証できる場合、…裁判所は、そのような権利を擁護し、憲法を維持するために行動でき、また、そうしなければならない。たとえ権利の侵害や憲法上の義務の不履行に関する評価が政策に関わる複雑な問題を含んでいたとしても、それは同じである。憲法上の権利と義務、そして政策の問題は密封された容器に収まるものではない。どちらかに明確に帰属させることができる事柄があることは間違いない。しかし、政策に関わる問題であっても、その政策が法律に組み込まれていたり、憲法の下で保障された権利を間違いなく侵害する可能性がある場合には、裁判所が果たすべき役割がある<sup>(61)</sup>」。

⑥ **マートゥル他対オンタリオ州事件 (カナダ、オンタリオ州高等裁判所、2020年)**<sup>(62)</sup> 判決は、これらの考え方をさらに発展させたものである。本件は、若者がオンタリオ州政府は十分な GHG 排出削減に取り組んでいないとして提訴したものである。オンタリオ州高等裁判所は、原告全員の原告適格を認めた。同裁判所は、公的機関に対する気候関連の請求に指摘されているような複雑さがあるとしても、政府の意思決定プロセスの適法性を評価するという裁判所の憲法上の義務の行使が免除されるわけではないと結論づけた。裁判所の結論は、以下のとおりである。

「問題が複雑であったり、見解が分かれていたり、社会的価値の問題を含んでいるからといって、市民の異議申立てに対し、裁判所が、憲法によって与えられた基本権の遵守を審査する責任を放棄してよいということにはならない。本件のような状況下では、裁判所がその問題について決定を下す義務がある<sup>(63)</sup>」。

⑦ **カーンセメント社 (Khan Cement Company) 対パンジャブ州政府事件 (パ**

---

(61) 同判決 [8.16]。

(62) Mathur 他対オンタリオ州 (棄却の申立てに対する決定) (2020年)、オンタリオ州高等裁判所、CV-19-00631627。

(63) 同判決 [121]。Chaoulli v. Québec (Attorney General)、2005 SCC 35、[2005] 1 S.C.R. 791 を引用。

キスタン、最高裁判所、2021年<sup>(64)</sup>)は、政府がセメント工場の建設を拒否したことに対し、民間企業が提訴した事案である。裁判所は、このような工業施設は気候に危険な影響をもたらすものであるとして請求を棄却した。最高裁は、司法には気候変動の危険な影響への対処を求める事件について判決を下すことが求められていると示唆している。

「当裁判所と世界中の裁判所は、私たちの世代とその次の世代のために、気候変動による影響を軽減する役割を負っている。我々のペンと司法の決断を通じて、気候正義を常に支持することにより、将来の世代を気候変動の怒りから解放する必要がある<sup>(65)</sup>」。

### 3. 結論

以上に紹介した判決等を踏まえると、大阪高等裁判所が示したような懸念は、神戸の石炭火力発電所に対する本件訴訟と同様に CO<sub>2</sub> その他の GHG の排出が個人にもたらす有害な結果について扱った海外の多くの気候訴訟において、原告適格を認めることを妨げるものではないと判断されてきた、ということがわかるであろう。

私たち CLN は、大阪高等裁判所が「気候災害が日常化し、人々の生命・健康、生活環境に甚大な被害がもたらされている」と指摘し、気候変動がもたらす現実の危機を認めていることに注目する。さらに、同裁判所は、「CO<sub>2</sub> 排出に係る被害を受けない利益の内実が定まってゆき、個人的利益として承認される可能性を否定するものではない」としている。本意見書で取り上げた判例は、世界中の裁判所が既にこのような「社会的変化」を受け入れ、気候変動による被害からの保護を訴える個人原告に原告適格を認めていることを示すものである。

---

(64) DG カーンセメント社 (DG Khan Cement Company) 対パンジャブ州政府 (2021 年)、パキスタン最高裁判所。

(65) 同判決 [19]。



## 付属書\*

## ——気候変動における国の人権保護義務——

この付属書は、気候変動が、生命に対する権利、私生活と家庭生活に対する権利、健康に対する権利、健全な環境に対する権利に及ぼす影響に焦点を当てたものである。

## 1. 背景

最新の IPCC 第 6 次評価報告書第 2 作業部会報告書の気候変動の影響に関する報告 (Annex1) は、「人類の苦しみのアトラス」と評されている<sup>(1)</sup>。この報告書は、気候変動が人類と自然界にもたらしている、そして今後ますますもたらしていくことになる広範囲にわたる深刻な影響を記録したものである。

IPCC 第 2 作業部会報告書によると、「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている<sup>(2)</sup>」。同報告書は、「観測された気候変動影響」の中で次のように指摘している。

①「気候変動は、世界全体で人々の身体的健康に悪影響を及ぼし（確信度が非常に高い）、評価された地域の人々のメンタルヘルスに悪影響を及ぼしている（確信度が非常に高い）。…あらゆる地域で、極端な暑熱が死亡や疾病を引き起こしている（確信度が非常に高い）。気候に関連する食品媒介性感染症や水媒介性感染症の発生が増加している（確信度が非常に高い）。動物媒介性感染症の発生は、範囲の拡大及び／又は病原媒介者の複製率の増大によって増加してい

\* 神戸の石炭火力発電所に関する市民ら対日本政府事件に関する、気候訴訟ネットワーク（Urgenda財団）によるアミカス・キュリエ・ブリーフの付属書

- (1) IPCC、第2作業部会『気候変動2022：影響、適応、脆弱性——政策決定者向け要約』（2022年）（以下、環境省の確定訳による）。IPCC第2作業部会報告書の発表に関するプレスカンファレンスでのアントニオ・グテーレス国連事務総長によるスピーチ（2022年2月28日）。
- (2) 前掲注1）IPCC、第2作業部会報告書SPM.B.1.



る（確信度が高い）。動物原性感染症を含む動物や人間の疾病が、新たな地域で発生している（確信度が高い<sup>(3)</sup>）。

②「都市部において、観測された気候変動は、人間の健康、生計、重要インフラに影響を与えている（確信度が高い）。…熱波を含む極端な高温が都市において強度を増し（確信度が高い）、その結果、都市の大気汚染の現象を悪化させ（確信度が中程度）、重要インフラの機能発現を制限している（確信度が高い<sup>(4)</sup>）」。

③「極端現象の頻度と強度の増加を含む気候変動は、食料及び水の安全保障を低下させ、持続可能な開発目標を達成するための取組を妨げている（確信度が高い<sup>(5)</sup>）」。

気候変動の予側される影響は、今後、人権に対しさらに深刻なものとなる。IPCC 第2作業部会報告書は、「地球温暖化は、短期のうちに1.5℃上昇に達し、複数の気候ハザードの不可避な増加を引き起こし、生態系及び人間に対して複数のリスクをもたらしだろ<sup>(6)</sup>う（確信度が非常に高い）」としている。報告書では、短期（2021-2040年）から長期（2041-2100年）におけるリスクを分類している。たとえば：

「気候変動とそれに伴う極端現象は、短期から長期にわたって、健康障害及び早期の死亡を大幅に増加させる（確信度が高い）。地球全体で、温暖化の進行に伴い熱波の曝露人口は増加し続け、追加的な適応なしでは暑熱に関連する死亡における地理的差異は大きくなる（確信度が非常に高い）。気候に敏感な、食品媒介性感染症、水媒介性感染症及び動物媒介性感染症は、追加的な適応なしでは、全ての水準の温暖化において増加すると予測される（確信度が高い）。…不安やストレスを含むメンタルヘルスの課題は、地球温暖化が更に進めば、評価された全ての地域において、特に子ども、青少年、高齢者及び基礎疾患を有す

---

(3) 同上 SPM.B.1.4.

(4) 同上 SPM.B.1.5.

(5) 同上 SPM.B.1.3.

(6) 同上 SPM.B.3.

る人々において増大すると予想される（確信度が非常に高い）<sup>(7)</sup>」。

気候変動が人権に及ぼす最悪の影響を最小限に抑制する行動をとるために残された時間はわずかである。IPCC 第2作業部会報告書では、「気候変動の規模と速度、及び関連するリスクは、短期における緩和や適応の行動に強く依存し、予測される悪影響と関連する損失と損害は、地球温暖化が進行するにつれて拡大していく（確信度が非常に高い）」<sup>(8)</sup>とされている。「地球温暖化を 1.5℃ 付近に抑えるような短期的な対策は、より高い水準の温暖化に比べて、人間システム及び生態系において予測される、気候変動に関連する損失と損害を大幅に低減させるだろうが、それら全てを無くすることはできない（確信度が非常に高い）<sup>(9)</sup>」。

## 2. 気候変動と固有の人権

「気候変動は、今や世界のあらゆる地域に影響を及ぼしている現実です。現在予測されている地球温暖化がもたらす人間への影響は壊滅的です。暴風雨は増加し、潮流により島国や沿岸都市全体が水没するかもしれません。森林は火災に見舞われ、氷は溶けている。私たちは文字通り、未来を焼き尽くそうとしているのです」<sup>(10)</sup>（国際連合人権高等弁務官 ミシェル・バチエレ）。

この項では、気候変動との関係で人権を守る国家の義務、特に気候変動の緩和義務について、国際機関や各国の裁判所がどのように解釈しているのかを説明する。

### (1) 生命に対する権利

今後数十年間に予測される地球規模での気候変動の影響を考慮すると、気候変動は生存権に対する最大の脅威の1つであるといえる。

---

(7) 同上 SPM.B.4.4.

(8) 同上 SPM.B.4.

(9) 同上 SPM.B.3.

(10) 第42会期国連人権理事会のオープニングスピーチ（2019年9月9日）。

①国連自由権規約人権委員会は、自由権規約6条（生命に対する権利）についての一般的意見で、「環境の劣化、気候変動、持続不可能な開発は、現在及び将来の世代が享受する生存権に対する、最も緊急かつ深刻な脅威である」<sup>(11)</sup>とした。このことは、国家の「生命を保護する義務」と関わりがあり、「生命に対する直接的な脅威を生じさせ、また個人が尊厳をもって生きる個人の権利を享受することを妨げる社会の一般の状況に対処するために、国家が適切な措置を講じるべきであることを意味する」<sup>(12)</sup>。

②このことと一致するものであるが、国連の人権と環境に関する特別報告者は、「気候変動は、生存権を完全に享受するうえで、多くの直接的及び間接的影響を及ぼす。気候に関連する死亡は、極端な気候現象や、熱波、洪水、干ばつ、山火事、水媒介及び動物媒介性感染症、栄養不良、大気汚染によって引き起こされている」<sup>(13)</sup>と述べている。

オランダ、ドイツ、ベルギー、ネパール、コロンビア、パキスタンの裁判所は、気候変動は、生存権への深刻な脅威であると認め、このことから人権保護のための措置をとる国家の義務を引き出した。

③オランダの最高裁判所は、気候変動は「オランダ住民の生命や福祉を直接的に脅かす」とし、欧州人権条約の下、生命に対する権利（私生活や家庭生活に関する権利も同様）を保護するため、予防措置を積極的に講じる国の義務を

(11) 国連自由権規約人権委員会（HRC）、自由権規約6条（生命に対する権利）についての一般的意見No.36、2019年3月、CCPR/C/GC/35。国連子どもの権利委員会もまた、気候変動が生命に関する権利の享受に対し重大なリスクをもたらすと指摘した。Sacchi 他対アルゼンチン他（2021年）、UN Doc CRC/C/88/D/104-108/2019 Communication No 104/2019（アルゼンチン）、Communication No 105/2019（ブラジル）、Communication No 106/2019（フランス）、Communication No 107/2019（ドイツ）、Communication No 108/2019（トルコ）（子どもの権利委員会）[10.6]。

(12) 同上 [26]

(13) 国連人権と環境に関する特別報告者による報告書（2019年7月15日）、UN Doc A/74/161. [29]。

導き出した。<sup>(14)</sup>そして、最高裁は、オランダ政府に、「公正な割合」に応じて温室効果ガス（GHG）の排出を削減する「固有の義務」<sup>(15)</sup>があるとした。<sup>(16)</sup>

④同様に、ベルギーのブリュッセル第1審裁判所は、「危険な気候変動が、ベルギー住民の現在及び将来世代の日常生活に対して直接的な悪影響を及ぼす現実の脅威であることは、もはや疑う余地はない」と認めた。<sup>(17)</sup>裁判所は、ベルギー連邦国家と地域が、（欧州人権条約8条に加えて）欧州人権条約2条の下で保障される生命に対する権利への気候変動がもたらす脅威に対して必要な措置を講じないことは、法的義務の不履行にあたるとした。<sup>(18)</sup>

⑤ドイツ連邦憲法裁判所は、ドイツ基本法における生命（及び健康）に対する憲法上の権利を保護するため、国には、気候変動がもたらす危害に取り組む義務があると認めた。裁判所は、実際に国はこの義務に違反していなかったと判断したが、国が憲法上、「人為的な地球温暖化を止め、それに伴う気候変動を抑制することに寄与する措置をとることにより、…気候変動のリスクに対する保護を与える」義務を負っていることを認めた。<sup>(19)</sup>裁判所は、「人為的な地球温暖化とそれに伴う気候変動を抑えるのに役立つ措置をとる」義務は、「ドイツが単独で気候変動を止めることが不可能であるという事実」があるにもかかわらず、適用されると判断した。<sup>(20)</sup>

⑥ネパールの最高司法機関である最高裁判所は、国が気候変動に関する包括的な法を制定しておらず、ネパールでの気候変動の影響に十分に対処してこな

(14) オランダ対 Urgenda 財団（2019年）、オランダ最高裁判所、ECLI:NL:HR:2019:2007、[5.2.2]–[5.3.2]、[5.6.2] を参照。

(15) 同判決 [5.8]、[5.7.3]（「（UNFCCCの）これらの規定から判断すると、各国には具体的な責任と実現可能性に合致した必要な措置を講じる義務がある」）。

(16) 同上 [6.3]、[6.5]。

(17) VZW Klimaatzaak 対ベルギー王国他（2021年）、ブリュッセル第1審裁判所61。

(18) 同判決79。

(19) ノイバウアー（Neubauer）他対ドイツ（2021年）、ドイツ連邦憲法裁判所、1 BvR 2656/18, 1 BvR 96/20, 1 BvR 78/20, 1 BvR 288/20, 1 BvR 96/20, 1 BvR 78/20。

(20) 同上 [149]。

かったことは、原告の生命に対する権利や尊厳をもって生きる権利といった憲法上の権利（及びその他の権利）、並びに気候変動枠組条約及びパリ協定に対するネパールのコミットメントに違反すると判断した。<sup>(21)</sup>

⑦**コロンビア**の最高司法機関である最高裁判所は、気候変動は「生命や関連する権利を徐々に失わせる」ものであることから、「環境劣化の進行」は、「現在及び将来世代の生命その他の基本的権利に対する深刻な攻撃」であるとした。<sup>(22)</sup>最高裁は、最終的に、国の森林破壊防止の失敗は原告らの憲法上の権利を侵害するものであるとし、森林破壊に対処する行動計画を作成するよう指示した。

⑧同様に、**パキスタン**のラホール高等裁判所も、国は国内の気候危機の影響に対応できておらず、原告の憲法上の生命に対する権利（及びその他の権利）を侵害したとし、気候変動に適応するための追加的措置をとるよう命じた。<sup>(23)</sup>

⑨最後に、**カナダ**のオンタリオ州最高裁判所は、気候変動による危害は、生命に対する権利（及びその他の権利）に対する紛れのない脅威となるとした。<sup>(24)</sup>裁判所は、政府に対する気候変動訴訟をトライアルに付すと決定した。

## (2) 家庭や私生活、健康と健全な環境に関する権利

気候変動は、人間の健康に対して、将来にわたって悪影響を及ぼす。**国連人権高等弁務官事務所**は、「締約国はそれゆえに、健康に関する環境的・社会的決

(21) Shrestha 対首相府他（2018年）、ネパール最高裁判所、Decision No.10210, NKP, Part 61, Vol 3.

(22) 将来世代（Future Generations）対環境省他（2018年）、コロンビア最高裁判所、11001 22 03 000 2018 00319 00.

(23) Ashgar Legjari 対パキスタン連邦（2015年）、ラホール高等裁判所、No WP No 25501/2015.

(24) Mathur 他対オンタリオ州（棄却の申立てに対する決定）（2020年）、オンタリオ州高等裁判所、CV-19-00631627. 原告は、オンタリオ州による不十分な気候変動対策が、オンタリオ州の若者及び将来世代の死の危険を増大させていると主張した。この事件は、裁判所が国による請求棄却の申立てを却下したため、本案審理に進むことになる。

定要因も含め、気候変動が健康に関する権利に対して及ぼす悪影響を予防し、改善する措置を講じる明確な義務がある<sup>(25)</sup>と指摘している。

健全な環境が健康に関する権利の享受に寄与することは広く認識されている。この点に関して、人権の相互関連性は、国連の人権条約機関と国内裁判所のいずれにおいても認められてきている。たとえば：

①国連人権理事会は、2021年に、「安全で、クリーンで、健全で、持続可能な環境への権利」を認めた。このことによって、この権利は「全ての人権の享受に重要なものである<sup>(26)</sup>」と認識されるに至った。

②国連人権高等弁務官事務所は、「健康に対する権利を享受するためには、とりわけ良質なヘルスサービス、安全な労働条件、適切な住居・食料・水・衛生、健全な環境、そして教育が、すべて差別なく保障されているということが前提である」<sup>(27)</sup>と認めた。

③国連の人権と環境に関する特別報告者は同様に、「安全な気候」は健全な環境への権利の不可欠な部分である<sup>(28)</sup>ことを明確にした。健全な環境への権利を保護するために、締約国は「大胆な（排出削減）目標、タイムライン、そしてアカウンタビリティメカニズム」を採用し、「GHGの排出を十分に削減」すべきである<sup>(29)</sup>とした。

様々な国内裁判所も、気候変動が健康に対する権利及び／あるいは健全な環

(25) 国連人権高等弁務官事務所「気候変動と、全ての人が心身の健康を最大限の水準で享受する権利との関係についての分析研究：国連人権高等弁務官事務所による報告」（2016年）、UN Doc A/HRC/32/23. [45]。

(26) 国連人権理事会「安全で、クリーンで、健全で持続可能な環境への権利」UN Doc. A/HRC/48/L.23/Rev.1（2021年10月5日）。

(27) 国連人権高等弁務官事務所（前掲注25）[4]。

(28) 国連人権と環境に関する特別報告者「安全でクリーンで健康的で持続的な環境への権利に関連する人権上の義務の問題に関する特別報告書」（2019）、UN Doc A/74/161. [43]。

(29) 国連人権と環境に関する特別報告者「健全な環境に関する権利のグッドプラクティス」（2019年）UN Doc A/HRC/43/53. [51]-[54]。

境に関する権利に与える影響を認識し、国に対して気候変動に取り組むために適切な措置を採用するよう求めている。

④ドイツ連邦憲法裁判所は、基本法や欧州人権条約2条、8条の下で保護されている生命と健康に対する権利には、「気候変動によって引き起こされる人の生命と健康に対するリスクからの保護が含まれる」<sup>(30)</sup>ことを確認した。これは、<sup>(31)</sup>人の健康（裁判所は、気候変動に対して「特に脆弱性である」と認めている）を含め、気候変動から生じる高い潜在リスクと闘う上記の義務を発動させるものである。裁判所はまた、気候変動対策を講じる義務は、基本法における自然的生活基盤の保護に関する基本法の規定（20a条）に由来するものであるとした。このため、立法府には、「将来に削減の負担を負わせることなく」、<sup>(32)</sup>「十分に慎重な方法」で、排出量を削減するための法律を定めることが求められる。裁判所は、この後者の義務への違反を認定した。<sup>(33)</sup>

⑤オランダ最高裁判所は、国は欧州人権条約2条に加え、8条にも違反したと判断した。<sup>(34)</sup>8条は家族及び私生活の権利を保護するものであるが、裁判所は、これは環境上の危険からの保護も保障するものであると認めた。<sup>(35)</sup>この違反は、前述の国の保護義務から導かれる。<sup>(36)</sup>ベルギーのブリュッセル第1審裁判所も、同様の結論に至った。

⑥コロンビア最高裁判所は「生命、健康、最低限の生活、自由、人間の尊厳

(30) ノイバウアー他対ドイツ事件決定（前掲注19）99段落 [144]。

(31) 同判決 23。「気象と気候のパターンの変化は、感染症やアレルギーといった非感染性疾患の増加につながり得る。また、心臓血管や呼吸器に関する疾患の増加ももたらすだろう。嵐、洪水、雪崩や地すべりは生命に即時の危険をもたらす。さらに、社会的・心理的な圧力も増大させ、ストレス、不安発作やうつといった疾患を引き起こす」。

(32) 同判決 194。

(33) 同判決 115。

(34) Urgenda事件最高裁判決（前掲注14）、[4.7]。

(35) 同判決 [5.2.3]。

(36) 同判決 [6.3]、[6.5]。



といった基本的な権利は、環境・生態系と結びついており、それらの権利が保護されるかどうかは環境・生態系がどのようなものであるかによって決まる、と述べた。健全な環境なくしては、法主体や一切の生き物は生き残ることができず、ましてや私たちの子どもや将来世代のためにこれらの権利を護ることはできないだろう」とした。<sup>(37)</sup> 裁判所は、気候変動をもたらす森林伐採に対する国の不十分な措置によって、(他の権利のなかでもとりわけ) 若い原告らの健康に対する権利が侵害されたと結論づけた。<sup>(38)</sup>

⑦健全な環境に対する権利に関して、ネパール最高裁判所は、気候変動に対して何もしないことによって、国はこの権利を保護できなかったと判断した。<sup>(39)</sup>

⑧パキスタンのラホール高等裁判所も同様に、不適切な気候変動政策は健全な環境に対する権利（これは生命に対する権利に含まれるとされている）<sup>(40)</sup>の侵害にあたると結論づけた。

⑨米州人権裁判所は、気候変動がもたらす、健康に対する権利への悪影響を強調している。<sup>(41)</sup>

\* CLNによる本意見書は2021年5月に作成され、同年6月30日に最高裁判所に提出された。その後にも、パリ協定を人権条約と評価した2022年7月1日のブラジル最高裁判所決定、<sup>(42)</sup> 2023年7月14日の米国モンタナ州第1審裁判所命令など、<sup>(43)</sup> 本意見書をより根拠づける司法判断が下されていることを付言する。

---

(37) Future Generations 対環境省他事件判決（前掲注22）。

(38) 同上。

(39) Shrestha 事件判決（前掲注21）。

(40) Ashgar Leghari 対パキスタン連邦事件判決（前掲注23）。

(41) 米州人権裁判所（IACtHR）、環境と人権（生命と個人のインテグリティに関する権利の保護と保障の文脈における、環境に関連する加盟国の義務——米州人権条約4条（1）及び5条（1）の解釈と適用範囲）（アドバイザリー・オピニオン）OC-23/17, [54]。

(42) <https://climatecasechart.com/non-us-case/psb-et-al-v-federal-union/>

(43) [https://climatecasechart.com/wp-content/uploads/case-documents/2023/20230814\\_docket-CDV-2020-307\\_order.pdf](https://climatecasechart.com/wp-content/uploads/case-documents/2023/20230814_docket-CDV-2020-307_order.pdf)